

## 1-1. 事業背景と目的

- 近年、特定健康診査（以下、特定健診）の導入や診療報酬明細書（以下、レセプト）の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康・医療情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいる。
- 「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」を受けて、全ての健康保険組合等に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、「計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められることになった。
- これまでもレセプトや統計資料等を活用し、特定健康診査等実施計画の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたが、今後は更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有するデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ\*から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが必要である。
- 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正（平成26年3月31日）」により、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った、効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（以下、データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなった。
- なお、本市では第1期データヘルス計画及び第2期特定健康診査等実施計画の期間が平成29年度をもって終了することから、これまで実施してきた両計画の目標達成状況、各保健事業の効果検証等を踏まえ、第3期特定健康診査等実施計画と相互に連携させながら、本計画を策定するものである。

\*:対象を一部に限定することなく、集団全体へアプローチしていく事により、集団全体の健康リスクを下げたいという方法

## 1-3. 計画の期間

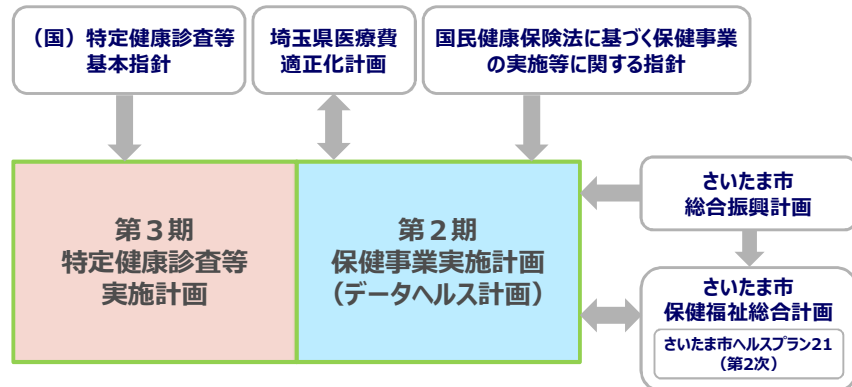
第1期データヘルス計画では、平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）までの2年間を一期としていたが、第3期特定健康診査等実施計画を6年一期とするに伴い、2つの計画を相互に連携させて策定するため、この計画では6年を一期とし、2018年度から2023年度までとする。

	年度											
	平成 西暦	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023
保健事業実施計画 (データヘルス計画)					第1期計画		第2期データヘルス計画					
						○ 評価 見直し			○ 中間 評価			○ 評価 見直し
特定健康診査等 実施計画		第2期特定健康診査等実施計画					第3期特定健康診査等実施計画					
						○ 評価 見直し			○ 中間 評価			○ 評価 見直し

## 1-2. 計画の位置づけ

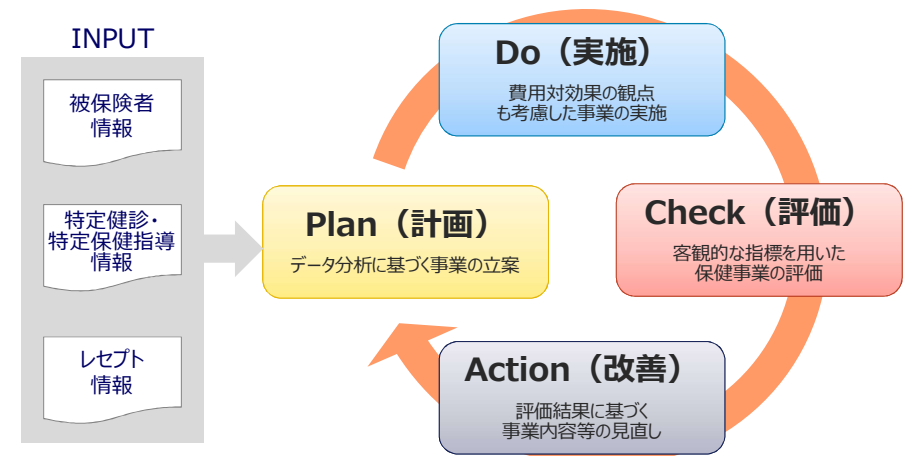
データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正に基づき策定する計画である。

計画策定にあたっては、「埼玉県医療費適正化計画」及び「さいたま市ヘルスプラン21」との整合性を図り、第2期特定健康診査等実施計画及び第1期データヘルス計画の実施状況を踏まえ、第3期特定健康診査等実施計画と相互に連携させながら、被保険者の健康保持増進に向けた取組とする。



## 1-4. 事業概要

健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。



## 1-5. 計画の関係者が果たすべき役割

### (1) 実施体制・関係部局の役割

国民健康保険課が主体となり福祉部、保健部、長寿応援部、区役所健康福祉部等と十分に連携して計画策定を図る。

また、計画策定に当たっては、職員の資質向上に努め、P D C Aサイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、業務をマニュアル化するなど明確化・標準化をし、業務の継続性を図る。

### (2) 外部有識者等の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会等保健医療関係者をはじめ学識経験者、健康保険組合、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県等と連携を図り、計画の実行性を高めていく。

## 1-6. 分析に用いた基礎データ

本計画の分析は「①国保データベースシステム\*1（以下、KDB）から抽出できるデータ」、及び「②さいたま市で保有する被保険者データ、レセプトデータ、特定健診データ、健診受診勧奨結果データ」を対象としている。

### ① KDBデータ

- 平成24年度以降のデータを分析対象としている。
- レセプトは、歯科を除く医科・調剤を対象としている。
- 同規模保険者（政令指定都市）は下記市のデータとなる。  
（19都市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

### ② さいたま市集計データ

- レセプトは、平成26年度～平成28年度のデータを分析対象としている。歯科を除く医科・調剤を対象としている。
- 特定健診は、平成24年度～平成28年度のデータを分析対象としている。
- 健診受診勧奨結果は、平成27年度～平成28年度のデータを分析対象としている。

\*1:国保中央会が「特定健診・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築したシステムである。

## 1-5. 計画の関係者が果たすべき役割

### (3) 被保険者の役割

市が開催する被保険者対象の保健事業に主体的・積極的に参加し、被保険者自身の健康の保持増進に努めることが求められている。

計画の策定・見直しに当たっては、国民健康保険運営協議会に参加し、意見交換を行うことも重要な役割となっている。

